

平成 2 8 年 2 月

お客さま各位

村 上 信 用 金 庫

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 2 5 年度税制改正により、平成 2 8 年 1 月 1 日から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5 %）が廃止されました。

法人（人格のない社団・財団を含みます）のお客さまには、平成 2 8 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまは変更ございません。

記

1. 廃止時期

平成 2 8 年 1 月 1 日より

2. 対象となる預金等

普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金（納税外の目的で払戻をした場合のみ）。

3. 税 率（法人の場合）

	平成 2 8 年 1 月 1 日以降	平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日以前
所得税（国税）	1 5 . 3 1 5 %	1 5 . 3 1 5 %
住民税（地方税）	0 %（廃止）	5 %

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課されており、源泉徴収いたします。

4. 徴収税額計算の基本事項

利子計算期間が平成 2 8 年 1 月 1 日をまたぐ場合でも、分ち計算はいたしません。

※個別具体的なケースに係る税務上の取扱い等につきましては、税理士、最寄りの税務署、都道府県の税務課等にご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上